

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年8月4日
【届出者の氏名又は名称】	有限会社ユヴェントスホールディングス投資目的会社（Juventus Holdings Limited）
【届出者の住所又は所在地】	大韓民国ソウル特別市江南区奉恩寺路29キル5-4（論峴洞） （5-4, Bongeunsa-ro 29-gil, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea）
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【代理人の氏名又は名称】	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 小林 咲花 弁護士 一色 裕太 弁護士 金 宰煜 弁護士 大塚 将貴
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー
【電話番号】	03-6250-6200（代表）
【事務連絡者氏名】	弁護士 金 宰煜
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

- （注1） 本書中の「公開買付者」とは、有限会社ユヴェントスホールディングス投資目的会社をいいます。
- （注2） 本書中の「対象者」とは、株式会社JTCをいいます。
- （注3） 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。
- （注4） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注5） 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注6） 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注7） 本書中の「株券等」とは、株式及び韓国預託証券に係る権利をいいます。
- （注8） 本書中の「営業日」とは、別途定めがない限り行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- （注9） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- （注10） 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。
- （注11） 本書中の「韓国公開買付け」とは、公開買付者が本公開買付けと並行して大韓民国（以下「韓国」といいます。）において対象者KDR（本書中に定義されます。）を対象として実施する公開買付けをいい、本公開買付け及び韓国公開買付けを総称して「日韓公開買付け」といいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年7月28日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に誤記があったことに伴い、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、公開買付届出書の添付書類の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、添付書類を差し替えるとともに、公開買付届出書の添付書類とすべきであった公開買付者の残高証明書の添付が漏れておりましたので、これを添付するため、法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(2) 買付け等の価格

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

7 応募及び契約の解除の方法

(1) 応募の方法

(2) 契約の解除の方法

8 買付け等に要する資金

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

③ 届出日以後に借入れを予定している資金

イ 金融機関

第5 対象者の状況

2 株価の状況

II 公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要 (訂正前)

(前略)

そして、下記「(3) 日韓公開買付けに係る重要な合意等」に記載のとおり、公開買付者は本コールオプション契約に基づき、具氏に対して本件KDRの全部又は一部を売り渡すことを請求することができる権利である本件コールオプションを保有しており、具氏は公開買付者による本件コールオプションの行使に応じて、韓国公開買付けにおいて最大で本件KDRの全部（20,867,000個（40.33%））について応募する予定であるのに対し、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」のとおり、本公開買付価格4,309ウォンは本コールオプション契約に基づき決定されたものであるところ、これは韓国公開買付けの実施に係る公表日の前営業日である2025年7月25日のKOSDAQにおける対象者KDRの終値7,360ウォンに対して41.5%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値6,971ウォンに対して38.2%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値6,060ウォンに対して28.8%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値5,524ウォンに対して、22.0%のディスカウントをそれぞれ行った価格であることから、本コールオプション契約に基づき韓国公開買付けに応募する予定である具氏を除き、日韓公開買付けにおいて、対象者KDRの所有者からの応募は想定されておりません。

(後略)

(訂正後)

(前略)

そして、下記「(3) 日韓公開買付けに係る重要な合意等」に記載のとおり、公開買付者は本コールオプション契約に基づき、具氏に対して本件KDRの全部又は一部を売り渡すことを請求することができる権利である本件コールオプションを保有しており、具氏は公開買付者による本件コールオプションの行使に応じて、韓国公開買付けにおいて最大で本件KDRの全部（20,867,000個（40.33%））について応募する予定であるのに対し、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」のとおり、本公開買付価格4,309ウォンは本コールオプション契約に基づき決定されたものであるところ、これは韓国公開買付けの実施に係る公表日の前営業日である2025年7月25日のKOSDAQにおける対象者KDRの終値7,360ウォンに対して41.5%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値6,971ウォンに対して38.2%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値6,050ウォンに対して28.8%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値5,524ウォンに対して、22.0%のディスカウントをそれぞれ行った価格であることから、本コールオプション契約に基づき韓国公開買付けに応募する予定である具氏を除き、日韓公開買付けにおいて、対象者KDRの所有者からの応募は想定されておりません。

(後略)

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(2)【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	対象者普通株式 1株につき金4,309ウォン
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 (普通株式)	対象者KDR 1個につき金4,309ウォン
算定の基礎	本公開買付価格は、本件コールオプションの行使価格と同額としております。本コールオプション契約締結当初の本件コールオプションの行使価格である4,259ウォンは、本コールオプション契約締結日(2022年10月11日)時点の国内外の経済状況、旅行者の需要、対象者の業績等を反映し、本件コールオプションの行使されることが予想される時点における将来の企業価値を推定し、本コールオプション契約締結日における終値に対して16.4%のプレミアムを加えた価格です。その後、当事者間の合意により、2022年10月17日、同日時点の対象者KDRの終値に3.5%のプレミアムを加えた価格である4,309ウォンを本件コールオプションの行使価格とすることに合意いたしました。 したがって、本公開買付価格4,309ウォンは、必ずしも本書提出日現在における対象者の絶対的な企業価値を反映しているものではなく、韓国公開買付けの実施に係る公表日の前営業日である2025年7月25日のKOSDAQにおける対象者KDRの終値7,360ウォンに対して41.5%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値6,971ウォンに対して38.2%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値6,060ウォンに対して28.8%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値5,524ウォンに対して、22.0%のディスカウントをそれぞれ行った価格となります。
算定の経緯	公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」のとおり、2025年7月25日、日韓公開買付けを実施すること、及び、以下の経緯により本公開買付価格を4,309ウォン(455円(2025年7月25日現在におけるTTB基準))とすることを決定いたしました。 なお、公開買付者が本公開買付価格を決定した経緯の詳細につきましては、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

(訂正後)

株券	対象者普通株式 1株につき金4,309ウォン
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 (普通株式)	対象者KDR 1個につき金4,309ウォン
算定の基礎	本公開買付価格は、本件コールオプションの行使価格と同額としております。本コールオプション契約締結当初の本件コールオプションの行使価格である4,259ウォンは、本コールオプション契約締結日(2022年10月11日)時点の国内外の経済状況、旅行者の需要、対象者の業績等を反映し、本件コールオプションの行使されることが予想される時点における将来の企業価値を推定し、本コールオプション契約締結日における終値に対して16.4%のプレミアムを加えた価格です。その後、当事者間の合意により、2022年10月17日、同日時点の対象者KDRの終値に3.5%のプレミアムを加えた価格である4,309ウォンを本件コールオプションの行使価格とすることに合意いたしました。 したがって、本公開買付価格4,309ウォンは、必ずしも本書提出日現在における対象者の絶対的な企業価値を反映しているものではなく、韓国公開買付けの実施に係る公表日の前営業日である2025年7月25日のKOSDAQにおける対象者KDRの終値7,360ウォンに対して41.5%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値6,971ウォンに対して38.2%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値6,050ウォンに対して28.8%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値5,524ウォンに対して、22.0%のディスカウントをそれぞれ行った価格となります。
算定の経緯	公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」のとおり、2025年7月25日、日韓公開買付けを実施すること、及び、以下の経緯により本公開買付価格を4,309ウォン(455円(2025年7月25日現在におけるTTB基準))とすることを決定いたしました。 なお、公開買付者が本公開買付価格を決定した経緯の詳細につきましては、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)	20,867,000
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	20,867,000
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	20,867,000
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（2025年7月28日現在）（個）(d)	0
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2025年7月28日現在）（個）(g)	0
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数（2025年2月28日現在）（個）(j)	51,746,348
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j) (%)	40.33
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	<u>100.00</u>

(後略)

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)	20,867,000
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	20,867,000
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	20,867,000
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（2025年7月28日現在）（個）(d)	0
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2025年7月28日現在）（個）(g)	0
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数（2025年2月28日現在）（個）(j)	51,746,348
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j) (%)	40.33
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	<u>40.33</u>

(後略)

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

(訂正前)

(前略)

- ② 応募株主等は、公開買付代理人所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、本公開買付期間の末日の16時まで、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください（ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。また、下記「10 決済の方法」の「(3) 決済の方法」に記載のとおり、日本での公開買付けに応募された対象者株券等の代金につき韓国ウォン建てで決済を行うことは困難であるため、本公開買付けにおいては、韓国ウォンを円貨換算して応募株主等に対する売却代金の決済を行うこととします。

(後略)

(訂正後)

(前略)

- ② 応募株主等は、公開買付代理人所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、本公開買付期間の末日の15時まで、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください（ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。また、下記「10 決済の方法」の「(3) 決済の方法」に記載のとおり、日本での公開買付けに応募された対象者株券等の代金につき韓国ウォン建てで決済を行うことは困難であるため、本公開買付けにおいては、韓国ウォンを円貨換算して応募株主等に対する売却代金の決済を行うこととします。

(後略)

(2)【契約の解除の方法】

(訂正前)

応募株主等は、本公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、本公開買付期間の末日の16時まで、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が本公開買付期間の末日の16時まで、公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
(その他東海東京証券株式会社全国各支店)

(訂正後)

応募株主等は、本公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、本公開買付期間の末日の15時まで、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が本公開買付期間の末日の15時まで、公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
(その他東海東京証券株式会社全国各支店)

8【買付け等に要する資金】

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

(訂正前)

(前略)

(注2) 公開買付者は、上記の融資の裏付けとして、NH投資証券から759億ウォン(8,015,040円(2025年7月25日現在の株式会社三菱UFJ銀行公示のTTBである100ウォン＝10.56円に基づいて円貨換算))を上限として融資を行う用意がある旨の貸付確約書を2025年7月25日付けで取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である貸付確約書記載の前提条件が求められる予定です。

(訂正後)

(前略)

(注2) 公開買付者は、上記の融資の裏付けとして、NH投資証券から759億ウォン(8,015,040千円(2025年7月25日現在の株式会社三菱UFJ銀行公示のTTBである100ウォン＝10.56円に基づいて円貨換算))を上限として融資を行う用意がある旨の貸付確約書を2025年7月25日付けで取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である貸付確約書記載の前提条件が求められる予定です。

第5【対象者の状況】

2【株価の状況】

(訂正前)

(単位：上段はウォン、下段()内は円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	韓国取引所KOSDAQ市場 (KOSDAQ)						
月別	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月
最高株価	5,260 (555)	5,260 (555)	5,330 (563)	5,320 (562)	6,730 (711)	6,970 (736)	7,520 (794)
最低株価	4,000 (422)	4,440 (465)	4,850 (512)	4,665 (493)	5,020 (530)	4,350 (459)	6,215 (656)

(後略)

(訂正後)

(単位：上段はウォン、下段()内は円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	韓国取引所KOSDAQ市場 (KOSDAQ)						
月別	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月
最高株価	5,160 (545)	5,150 (544)	5,210 (550)	5,290 (559)	6,470 (683)	6,890 (728)	7,480 (790)
最低株価	4,040 (427)	4,580 (484)	4,900 (517)	4,955 (523)	5,600 (591)	4,475 (473)	6,310 (666)

(後略)

II 公開買付届出書の添付書類

(1) 2025年7月28日付公開買付開始公告

公開買付者は、本公開買付けについて、2025年8月4日付で「公開買付開始公告の訂正の公告」の電子公告を行いましたので、本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 2025年7月25日付公開買付代理及び事務取扱契約書

公開買付者は、2025年7月25日付公開買付代理及び事務取扱契約書について、本公開買付けの決済の開始日を2025年9月9日としておりましたところ、これを2025年9月12日に訂正の上、本書に添付した訂正後の2025年7月25日付公開買付代理及び事務取扱契約書と差し替えを行います。

(3) 残高証明書

公開買付者は、2025年7月24日現在の公開買付者の残高証明書（原文及び和文）を、府令第13条第1項第7号の規定による添付書類とします。